

小山工業高等専門学校事務情報化推進要項

制 定 平成10年 4月 1日

最終改正 平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における事務情報化を組織的、計画的かつ効率的に推進するため、この要項を定める。

(設置)

第2条 事務部に事務用電子計算機室(以下「事務電算室」という。)を置く。

(任務)

第3条 事務電算室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 事務用電子計算機(以下「電算機」という。)及び事務電算室の維持・管理に関すること。
- 二 事務情報化のシステム開発及び促進に関すること。
- 三 事務情報化を担当する要員養成の支援に関すること。
- 四 その他事務電算室に関し必要な事項

(組織)

第4条 事務電算室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室 長 1名
- 二 副室長 2名
- 三 総務係長、財務係長、教務係長、人事係長及び技術室長
- 四 室 員 5名

(室長)

第5条 室長は、事務部長とし、室務を総括する。

(副室長等)

第6条 副室長は、総務課長及び学生課長とし、それぞれの室務を分担して室長を補佐する。

- 2 財務係長及び教務係長は、副室長の事務を補助する。

(室 員)

第7条 室員は、各課2名、技術室1名を各課長・技術室長の推薦により室長が指名する。

- 2 室員は、上司の命を受け、室務に従事する。

(委員会)

第8条 事務情報化に関する重要事項を審議するため、事務情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 電算機の管理運営に関すること。
- 二 事務情報化に関する実施計画の策定及び企画調整に関すること。
- 三 事務情報化を担当する要員の養成に関すること。
- 四 その他電算機の運用に関すること。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 総務係長、財務係長、教務係長、人事係長及び技術室長
- 四 室員

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、副室長のうち総務課長がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長は、委員会において必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第13条 委員会に各事務情報化のシステムを開発・維持するため、専門部会を置くことができる。

(事務)

第14条 事務電算室及び委員会に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、事務電算室及び委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校事務電算化推進要項(平成2年3月1日制定)及び小山工業高等専門学校事務電算化推進要項実施細目(平成6年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。